

VI その他

<p>データヘルス計画及び特定健康診査・特定保健指導実施計画の評価・見直し</p>	<p>【個別の保健事業の評価・見直し】</p> <p>個別の保健事業の評価は、毎年度行う。保健事業ごとの評価指標に基づき実施し、毎年度末に次年度の保健事業計画のための仮評価を行い、法定報告値がそろそろ11月に最終的な評価を実施し、毎年、足利市国民健康保険運営協議会で報告する。</p> <p>目標の達成状況が想定に達しない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったかを確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。</p> <p>【データヘルス計画全体の評価・見直し】</p> <p>毎年、進捗状況の確認を行い、令和8年度に中間評価、令和11年度に最終評価を実施し、必要に応じ計画の見直しを行う。毎年の進捗状況・中間評価・最終評価は足利市国民健康保険運営協議会で報告し、計画の見直しを行う際は、足利市国民健康保険運営協議会に諮ることとする。</p>
<p>データヘルス計画及び特定健康診査・特定保健指導実施計画の公表・周知</p>	<p>この度策定した国民健康保険保健事業実施計画、特定健康診査等実施計画は、市ホームページ等により公表し、広く市民に内容等の周知を行う。</p> <p>また、特定健康診査等の趣旨の普及・啓発については、年1回以上広報あしかがみ及び市ホームページに掲載するとともに、関係機関・関係団体・関係施設に冊子を配布する。</p> <p>その他、特定健診受診率向上を図るため必要に応じ啓発ポスター・パンフレットにより周知に努める。</p>

<p>個人情報の取扱い</p>	<p>①特定健診・特定保健指導の記録データの保存方法</p> <p>特定健診のデータについては、標準的な電子データファイル仕様に基づく電子ファイルの形態で特定健診の委託先から代行機関である栃木県国民健康保険団体連合会に送付され、保存される。</p> <p>特定保健指導のデータについては、市で特定保健指導を実施し、標準的な電子データファイル仕様に基づく電子ファイル形態で代行機関である国民健康保険団体連合会に送付され、保存される。</p> <p>②健康記録情報の保存年限及び保存年限後の取扱い</p> <p>健康記録情報のデータ保存年限は、原則5年間とする。</p> <p>ただし、加入する被保険者に異動があった場合には、本人が希望する場合には、データを渡すことができるようにし、保険者分は翌年度末まで保存する。</p> <p>本計画で実施する保健事業の実施及び評価で使用する医療・健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、足利市個人情報保護法施行条例、足利市情報セキュリティポリシー及び「医療・介護関係における個人情報の取り扱いのためのガイドラインの一部改正等について」等を踏まえた対応を行う。</p> <p>個人情報の管理・保護に十分に配慮しつつ、効率的な保健事業を実施する。</p>
<p>地域包括ケアに係る取組</p>	<p>KDBシステムによるデータなどを活用して地域の健康課題の分析や保健事業、前期高齢者の生活習慣病重症化及び低栄養やオーラルフレイル等のフレイルのハイリスク者等を性別・年齢階層・日常生活圏域に着目して抽出し、地域ケア会議等で地域包括ケアに係る関係者と情報を共有する。</p> <p>フレイルのハイリスク者については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業でのポピュレーションアプローチの場である通いの場や地域支援事業等のフレイル予防事業につなげる。</p> <p>また、地域住民が自主的に活動するグループや社会教育、自治会等の活動の場において、特定健診・特定保健指導、ジェネリック医薬品の利用促進、適切な医療のかかり方や服薬等の啓発を行い、被保険者の健康の保持増進、医療費適正化促進への取組を行う。</p>